

令和7年度第2回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会

日時 令和7年10月10日（金）

10時から12時まで

場所 鳥取県庁議会棟3階 第12会議室

1 開 会

2 協議事項

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正について

3 その他

4 閉 会

資料 【10/6 常任委員会資料】鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正について

参考資料1 鳥取県人権尊重の社会づくり条例

参考資料2 インターネット上の差別行為や誹謗中傷等の現状について

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の改正について

令和7年10月6日
人権・同和対策課

SNSなどインターネット上における誹謗中傷や差別行為等人権侵害の発生・被害拡大を防止するため、緊急に対策を講じる必要があることから、削除要請に係る支援など条例の実効性を高めるための条例改正を検討していますので報告します。

1 検討の経緯

- 本県においては、平成8年に「人権尊重の社会づくり条例」を全国に先駆けて制定し、あらゆる差別の解消や真に尊重される社会づくりを推進している。
- 平成21年には、条例に「人権に関する相談」に関する規定を新たに設け、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を構築し、相談支援を充実することで、人権侵害に直面する県民の救済を図る仕組みを創った。
- 令和3年には、新型コロナウイルス感染症に対する差別や性的指向など、人権問題の多様化、複雑化に対応するため、様々な人権問題を例示（人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落の出身であること等）し差別を禁止する包括的な条項にするとともに、インターネットやSNS上での差別行為等が大きな社会問題となったことから、インターネット上の行為を含むことを、改めて明示する条例改正を行った。
- 本県では、条例制定以来一貫して個々の県民に寄り添った相談支援を行っており、これまでも、ネット上の人権侵害について今日のように広く社会問題となる以前から、相談案件には、人権尊重の社会づくり相談ネットワークの専門家（弁護士）の助言も得ながら、法務局人権擁護制度の活用紹介や専門機関への相談、プロバイダ事業者への削除要請など、ネット上の人権侵害の被害相談者を支援してきた。
- インターネット上の差別行為等により人権が侵害され、最悪の場合、命が失われるような深刻な事態が生じる今般の状況に対し、令和7年4月に国は情報流通プラットフォーム対処法を施行し、大規模プラットフォーム事業者に「対応の迅速化」と「運用手続の透明化」等を義務付けるなどの対策を始めているが、さらなるインターネット上の差別行為等の発生、被害拡大を防ぎ、県民を守るため、削除の実効性を高めるべく条例改正を行う。

2 条例骨子案

(1) 重大な人権侵害を受けた場合の削除要請

- ・重大な人権侵害を受けた場合、情報流通プラットフォーム対処法に基づく削除要請、その他の対策を支援し、場合によっては県も表現の自由に配慮しつつ自ら削除要請を行う。

(2) 適正な処理がなされない場合の削除命令等

- ・(1)により県が削除要請を行っても適正な処理がなされない場合は、人権尊重の社会づくり協議会の意見を聴いた上で、削除命令を行う。
- ・削除命令に従わない場合は、氏名等の公表や過料を伴った実効性の確保についても検討する。

(3) インターネットリテラシーの向上等

- ・インターネット上の差別行為を抑止するために、インターネットリテラシーの向上のための啓発事業を関係者と一緒に実施していく。

3 関係団体の主な意見

- ・インターネット上の攻撃を受けたことがあり、県の条例改正の動きに賛同する。
- ・SNS等での差別行為に対応していただけるのは有り難い。
- ・外国人をめぐる様々な人権問題もインターネット上で増えているので、県の条例改正の趣旨に賛同する。
- ・インターネット上以外の差別行為も対象にして欲しいが、まずは今回の実効性を持たせる条例改正に賛同するし、応援したい。

4 今後のスケジュール

- ・人権尊重の社会づくり協議会の開催（複数回）
- ・県民参画基本条例に基づく県民参画電子アンケートの実施